

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十一日

奈良県人事委員会委員長 和 島 美 枝 子

### 奈良県人事委員会規則第十五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

|   |                                |     |
|---|--------------------------------|-----|
| 「 | 分庁舎所長（人事<br>委員会の定めるも<br>のに限る。） | 」   |
| を | 分庁舎所長（人事<br>委員会の定めるも<br>のに限る。） | に改め |
|   | 上席会計官                          | 」   |

る。

別表第二の三の表を次のように改める。

### 三 教育職給料表(二)

| 職務の級 | 区分  | 管理職手当額   |
|------|-----|--|
| 4 級  | 四 種 | 87,800円<br>(条例別表第三ロの備考(二)のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、88,500円) |
|      | 五 種 | 78,000円<br>(条例別表第三ロの備考(二)のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、78,700円) |

|     |     |  |
|-----|-----|--|
| 3 級 | 六 種 | 68,300円<br>(条例別表第三ロの備考(二)のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、68,800円) |
|     | 七 種 | 58,500円<br>(条例別表第三ロの備考(二)のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、59,000円) |
|     | 八 種 | 48,800円<br>(条例別表第三ロの備考(二)のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、49,200円) |
|     | 四 種 | 80,900円  |
| 3 級 | 五 種 | 71,900円  |
|     | 六 種 | 62,900円<br>(条例別表第三ロの備考(二)のその職務の級が三級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、64,000円) |
|     | 七 種 | 53,900円<br>(条例別表第三ロの備考(二)のその職務の級が三級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、54,900円) |
|     | 八 種 | 45,000円  |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | (条例別表第三ロの備考(二)のその職務の級が三級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、45,700円) |
|--|--|---|

別表第二の四の表を次のように改める。

四 教育職給料表(三)

| 職務の級 | 区分  | 管理職手当額   |
|------|-----|--|
| 4 級  | 四 種 | 83,000円<br>(条例別表第三ハの備考(二)のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、83,700円) |
|      | 五 種 | 73,800円<br>(条例別表第三ハの備考(二)のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、74,400円) |
|      | 六 種 | 64,600円<br>(条例別表第三ハの備考(二)のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、65,100円) |
|      | 七 種 | 55,300円<br>(条例別表第三ハの備考(二)のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、55,800円) |
|      | 八 種 | 46,100円  |

|     |     |  |
|-----|-----|--|
|     |     | (条例別表第三ハの備考ニ)のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、46,500円) |
| 3 級 | 四 種 | 77,000円  |
|     | 五 種 | 68,400円  |
|     | 六 種 | 59,900円  |
|     |     | (条例別表第三ハの備考ニ)のその職務の級が三級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、60,900円) |
|     | 七 種 | 51,300円  |
|     |     | (条例別表第三ハの備考ニ)のその職務の級が三級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、52,200円) |
|     | 八 種 | 42,800円  |
|     |     | (条例別表第三ハの備考ニ)のその職務の級が三級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、43,500円) |

別表第三の三の表を次のように定める。

三 教育職給料表(二)

| 職務の級 | 区 分 | 管 理 職 手 当 額            |
|------|-----|------------------------|
| 4 級  | 四 種 | 71,900円                |
|      |     | (条例別表第三ロの備考ニ)のその職務の級が四 |

|    |    |    |   |
|----|----|----|---|
|    |    |    | <p>級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、72,600円)</p>                                       |
|    |    | 五種 | <p>63,900円</p> <p>(条例別表第三ロの備考(二)のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、64,500円)</p> |
|    |    | 六種 | <p>55,900円</p> <p>(条例別表第三ロの備考(二)のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、56,500円)</p> |
|    |    | 七種 | <p>48,000円</p> <p>(条例別表第三ロの備考(二)のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、48,400円)</p> |
|    |    | 八種 | <p>40,000円</p> <p>(条例別表第三ロの備考(二)のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、40,300円)</p> |
| 3級 | 四種 |    | 59,200円   |
|    | 五種 |    | 52,700円   |
|    | 六種 |    | 46,100円   |
|    |    |    | <p>(条例別表第三ロの備考(二)のその職務の級が三級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、46,500円)</p>                |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    |  | あつては、47,200円)  |
| 七種 |  | (条例別表第三ロの備考(二)のその職務の級が三級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、40,400円)            |
| 八種 |  | 32,900円<br>(条例別表第三ロの備考(二)のその職務の級が三級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、33,700円) |

別表第三の四の表を次のように改める。

四 教育職給料表(三)

| 職務の級 | 区分 | 管理職手当額   |
|------|----|--|
| 4 級  | 四種 | 70,200円<br>(条例別表第三ハの備考(二)のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、70,900円) |
|      | 五種 | 62,400円<br>(条例別表第三ハの備考(二)のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、63,100円) |
|      | 六種 | 54,600円<br>(条例別表第三ハの備考(二)のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものに              |

|     |     |   |
|-----|-----|---|
|     |     | あつては、55,200円)   |
| 3 級 | 七 種 | 46,800円<br>(条例別表第三ハの備考ニ)のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、47,300円) |
|     | 八 種 | 39,000円<br>(条例別表第三ハの備考ニ)のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、39,400円) |
|     | 四 種 | 57,900円   |
|     | 五 種 | 51,500円   |
| 3 級 | 六 種 | 45,100円<br>(条例別表第三ハの備考ニ)のその職務の級が三級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、46,100円) |
|     | 七 種 | 38,600円<br>(条例別表第三ハの備考ニ)のその職務の級が三級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、39,500円) |
|     | 八 種 | 32,200円<br>(条例別表第三ハの備考ニ)のその職務の級が三級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、32,900円) |

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、令和八年三月二十七日から施行する。
- 2 この規則による改正後の管理職手当に関する規則別表第二及び別表第三の規定は、令和八年一月一日から適用する。